

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第58号

#### 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 奨学金 国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（<u>地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。</u>）に対して貸し付ける資金をいう。</p> <p>(6) <u>看護師等免許</u> <u>法第3条又は第5条</u>に規定する厚生労働大臣の免許をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(修学資金等借受者の資格)</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を備えた者とする。</p> <p>(1) 看護職員養成施設に在学している者（次項に該当する者を除く。）又は<u>看護職員</u>の免許を取得後、大学院の修士課程に在学している者であること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 この規則に定めるところにより、奨学金の貸付けを受けることができる者は、鳥取大学の看護学を履修する課程（第13条第2項第1号において「看護学履修課程」という。）に<u>地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠</u>により入学し、同課程に在学している者とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 奨学金 国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（<u>地域枠推薦入学により入学した者に限る。</u>）に対して貸し付ける資金をいう。</p> <p>(6) <u>看護師免許</u> <u>法第5条</u>に規定する厚生労働大臣の免許をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(修学資金等借受者の資格)</p> <p>第3条 この規則に定めるところにより、修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を備えた者とする。</p> <p>(1) 看護職員養成施設に在学している者（次項に該当する者を除く。）又は<u>看護師</u>の免許を取得後、大学院の修士課程に在学している者であること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 この規則に定めるところにより、奨学金の貸付けを受けることができる者は、鳥取大学の看護学を履修する課程（第13条第2項第1号において「看護学履修課程」という。）に<u>地域枠推薦入学</u>により入学し、同課程に在学している者とする。</p>

(貸付金の返還)

第11条 略

2 略

3 奨学生は、次の表の左欄に掲げる事由に該当するときは、それぞれ同表の右欄に定める方法により貸付金を返還しなければならない。

事由	方法
(1) 略	左欄各号に掲げる事由
(2) 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。次号及び第13条第2項第3号において同じ。)以内に看護師等免許を取得しなかったとき。	左欄各号に掲げる事由に該当することとなった日から1月以内に一括返還(同欄第3号に掲げる事由に該当する場合において、貸付金の返還に係る債務の一部が免除されたときは、当該免除された日の翌月から奨学金の貸付期間に相当する期間内に月賦均等払)
(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得したとき。	

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生であった者(修学資金の貸付を終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(エに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事しているとき。

ア及びイ 略

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(以下「医療型障害児入所施設」という。)

エ 略

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

カ 略

(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者

(貸付金の返還)

第11条 略

2 略

3 奨学生は、次の表の左欄に掲げる事由に該当するときは、それぞれ同表の右欄に定める方法により貸付金を返還しなければならない。

事由	方法
(1) 略	左欄各号に掲げる事由
(2) 鳥取大学を卒業した日から2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間。次号において同じ。)以内に看護師免許を取得しなかったとき。	左欄各号に掲げる事由に該当することとなった日から1月以内に一括返還(同欄第3号に掲げる事由に該当する場合において、貸付金の返還に係る債務の一部が免除されたときは、当該免除された日の翌月から奨学金の貸付期間に相当する期間内に月賦均等払)
(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得したとき。	

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生であった者(修学資金の貸付を終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務(エに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。)に従事しているとき。

ア及びイ 略

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設(エに掲げるものを除く。以下「重症心身障害児施設」という。)

エ 略

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

カ 略

(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者

<p>が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>医療型障害児入所施設</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に<u>看護師等免許</u>を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める<u>助産師又は看護師の勤務時間の全て</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する<u>助産師又は看護師</u>をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。第16条第1項において同じ。）の業務に従事しているとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>医療型障害児入所施設</u></p> <p>エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>重症心身障害児施設</u></p> <p>エ～カ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に<u>看護師免許</u>を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める<u>看護職員（看護師又は助産師に限る。以下この項において同じ。）の勤務時間のすべて</u>を勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する<u>看護職員</u>をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員（看護職員養成施設に常勤職員として採用された者で、看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事するものをいう。第16条第1項において同じ。）の業務に従事しているとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>重症心身障害児施設</u></p> <p>エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項第3号ウの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。